

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和4年6月15日（諮問第71号）

答申日：令和5年6月23日（答申第71号）

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった審査請求人に係る保有個人情報の開示請求につき、その一部を不開示とした処分については、別表1に掲げる不開示部分のうち別表2に掲げる部分は開示すべきである。その他の部分を不開示とした処分は、妥当である。

第2 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

令和3年8月17日付けで北九州市個人情報保護条例（平成16年北九州市条例第51号。以下「条例」という。）第16条第1項に規定する開示請求権に基づき行った、「保健福祉局障害者支援課と私について 2020年1月から2020年12月の間の面談、電話、メールのやりとり」を対象とする保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、同月31日付け北九保障支第633号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求め（以下「本件審査請求」という。）。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね次のように要約される。

- (1) ○○に保健福祉局障害者支援課（以下「障害者支援課」という。）が話した内容が黒塗りされているため、本件処分の取消しを求める。
- (2) 自分とオンブズパーソン事務局とのやりとりについて、保健福祉局総務課（以下「総務課」という。）は○○への苦情に対する回答も開示したのに、障害者支援課は○○への苦情に対する回答もせず、開示もしなかった。同じ内容の開示請求をしたのに、同じ保健福祉局内で判断が違う。こういう事例があったということを開示すれば、他の人達にとって参考になるし、同じことが起きないようにするためにも、情報共有として大切なことである。

第3 処分庁の主張

1 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、概ね次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、「〇〇に障害者支援課が話した内容について不開示となっている」として開示を求めているが、条例第18条に基づき、一部開示を決定している。
- (2) 本件開示請求にあたっては、開示請求に係る保有個人情報について、以下の不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、審査請求人に対し、当該保有個人情報を開示している。

ア 条例第18条第2号の該当箇所

一部開示決定を行った苦情相談等記録（以下「本件記録」という。）のうち、法人職員については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものが含まれる。また、同号アないしウにも該当しない。

イ 条例第18条第6号の該当箇所

本件記録のうち、意思形成過程情報については、審査請求人の訴えをもとに障害者支援課が今後の対応について検討したものである。事実関係の確認が不十分な情報であり、開示することにより、誤解や憶測を招き混乱を生じさせるおそれがある。

ウ 条例第18条第7号の該当箇所

事業所及び関係機関（以下「事業所等」という。）とのやりとりについては、事業所等から聴取した内容であり、障害者支援課が他言しないという前提の上で、事業所等が提供してくれるものであり、当該事業所等でないと分からない情報が含まれている。

これらの情報を審査請求人に開示すると当該事業所等の利益に反するおそれがあり、障害者支援課と当該事業所等との関係が悪化することが懸念される。そうなると、今後の支援において、当該事業所等が障害者支援課への情報提供等を躊躇することとなり指導監査に係る事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

なお、この「躊躇」は、関係機関が公的機関であり、情報提供に関する一定の職務上の義務を負っている場合でも、事実上の問題として生じるものである。

- (3) 審査請求人は、障害者支援課と総務課に対して同じ内容の開示請求をしたところ、障害者支援課は不開示決定、総務課は開示決定であり、処分内容が異なると主張しているが、総務課は、同課と審査請求人とのやりとりのみであるため開示している。障害者支援課は、一部開示決定としているが、審査請求人とのやりとりについては開示しており、処分内容が異なるという事実はない。

なお、審査請求人が主張している不開示決定は、行政文書不開示決定（令和3年11月22日付北九保障支第898号）を指していると思われる。

2 結論

以上の理由により、本件審査請求に係る処分には何ら違法又は不法な点はない。

第4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和4年6月15日 諮問の受付
- ② 令和4年8月2日 審議
- ③ 令和4年11月24日 審議
- ④ 令和4年12月8日 処分庁からの意見聴取、審議
- ⑤ 令和5年1月23日 審査請求人からの意見聴取、審議
- ⑥ 令和5年2月27日 審議
- ⑦ 令和5年3月30日 審議
- ⑧ 令和5年5月15日 審議
- ⑨ 令和5年5月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

当審査会は、本件審査請求の対象となった本件保有個人情報の一部開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のとおり判断する。

1 関係する条例について

(1) 条例第18条柱書について

条例第18条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない」と規定し、同条第1号から第8号まで列挙する不開示情報を除き原則開示すべき旨を定めている。

(2) 条例第18条第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）について

条例第18条第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することによ

り、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

(3) 条例第18条第6号（意思形成過程情報）について

条例第18条第6号は、「市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

(4) 条例第18条第7号（事務・事業情報）について

条例第18条第7号は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。本規定は、市の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から、当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を、同号アからオにおいて例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については包括的に規定して不開示とするものである。

2 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、処分庁が一部開示決定を行った本件記録に記載された審査請求人に係る保有個人情報である。

本件記録は、社会福祉法人〇〇（以下「法人」という。）が運営する事業所であるグループホーム〇〇に関する苦情について、障害者支援課と審査請求人及び法人との間の電話、面談及び協議等の記録であり、事業所名、サービス種別、相手方、相談経路、対応者、日時、件名及び内容等の各欄で構成され、下部に当該頁数が記載されている。

そして、処分庁は、本件保有個人情報が記載された文書について、条例第18条第2号、第6号及び第7号に該当するとした部分を不開示とし、原処分を行っており、処分庁が原処分において不開示とした部分と不開示理由は、別表1のとおりである。本件記録の不開示部分には、法人職員の氏名、処分庁と事業所等とのやりとり及び意思形成過程についての情報、事業所等から任意に提供された情報が記載されており、審査請求人は、当該不開示部分の開示を求めていると認められる。

処分庁は、原処分を妥当としていることから、当審査会において、本件保有個人情報を見分した上で審議を行った。以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

3 別表1の内の条例第18条第2号を理由とする不開示部分について

別表1の内の処分庁が条例第18条第2号に該当するとして不開示とした部分中、別表2の整理番号（以下「整理番号」という。）1については、同条第2号に該当すると認められないため開示するのが妥当である。その他の部分については、法人職員の氏名など、開示請求者以外の個人に関する情報であり、これらは開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、同条第2号に該当すると認められ、不開示とすることが妥当である。

4 別表1の内の条例第18条第6号を理由とする不開示部分について

別表1の内の処分庁が条例第18条第6号に該当するとして不開示とした部分は、審査請求人からの相談を受けて障害者支援課の今後の対応が記載されているが、これを開示しても、同条第6号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある」とまではいえず、同条第6号に該当するとは認められないことから、整理番号2は開示するのが妥当である。

5 別表1の内の条例第18条第7号を理由とする不開示部分について

別表1の内の条例第18条第7号に該当するとして不開示とした部分は、障害者支援課と事業所等とのやりとりに関する情報である。

この点、審査請求人への福祉サービスの提供は、処分庁を含め、複数の事業所等が関係者として関わっており、関係者間の協力により、福祉サービスの充実が図られていると考えられるため、事業所等から提供を受けた情報を開示することにより、情報提供者である事業所等との信頼関係が崩れ、結果として障害者支援課の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、別表1の内の同条第7号を理由とする不開示部分（ただし、別表2の開示すべき部分を除く）は、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別表2に記載した部分については、以下のとおり、当審査会による見分を踏まえ、次のとおり判断する。

ア 別表2の整理番号3は、他の機関から情報提供を受けた旨の記載であるが、これを開示しても、障害者支援課の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同条第7号に該当しないことから開示するのが妥当である。

イ 整理番号4は、審査請求人からの要望を受けて、障害者支援課が法人に対して対応を依頼する旨の記載であるが、これを開示しても、障害者支援課の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同条第7

号に該当しないことから、開示するのが妥当である。

ウ 整理番号5及び6は、障害者支援課の審査請求人及び法人に対する対応についての記載であるが、これを開示しても、障害者支援課の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同条第7号に該当しないことから、開示するのが妥当である。

エ 整理番号7及び8は、他で開示されている内容と概ね同じ内容であることから、これを開示しても、障害者支援課の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められず、同条第7号に該当しないことから、開示するのが妥当である。

オ 整理番号9及び15は、審査請求人の発言した内容であるから、これを開示しても、障害者支援課の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められず、同条第7号に該当しないことから、開示するのが妥当である。

カ 整理番号10、11、14、16及び19は、障害者支援課と法人との間の事務的なやりとりが記載されているが、これを開示しても、障害者支援課の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同条第7号に該当しないことから、開示するのが妥当である。

キ 整理番号12、13及び20は、審査請求人の認識を記載したものであるが、これを開示しても、障害者支援課の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められず、同条第7号に該当しないことから、開示するのが妥当である。

ク 整理番号17及び18は、他で開示されている内容と概ね同じ内容であることから、これを開示しても、障害者支援課の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められず、同条第7号に該当しないことから、開示するのが妥当である。

6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、「自分とオンブズパーソン事務局とのやりとりについて、保健福祉局総務課は〇〇への苦情に対する回答も開示したのに、処分庁は〇〇への苦情に対する回答もせず、開示もしなかった。同じ内容の開示請求をしたのに、同じ保健福祉局内で判断が違う。」旨を主張している。

当審査会において、総務課が開示した文書を見分したところ、保健福祉オンブズパーソンから審査請求人に交付された意見通知書（以下「本件通知書」という。）であることが確認できた。本件通知書のように既に審査請求人に交付されている情報と、本件記録のように障害者支援課と事業所等とのやりとり等、審査請求人が知らない内容が含まれている情報とで、開示不開示の判断において相違が生じること

は、特段不合理とはいえない。

7 まとめ

以上のことから、本件保有個人情報につき一部開示とした原処分について、別表1記載の不開示とされた部分のうち、別表2記載の部分を開示すべきであると判断し、前記第1のとおりとした。

北九州市個人情報保護審査会

会長	時 枝 和 正
委員	姜 信 一
委員	重 永 酉 子
委員	神 原 ゆうこ
委員	川 島 悠 子